

滋賀県総合教育会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) 第1条の4第9項の規定に基づき、滋賀県総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 会議は、知事が招集する。

- 2 会議は、知事および教育委員会により構成する。
- 3 会議は、知事、教育長および過半数の教育委員の出席がなければ開くことができない。
- 4 知事は、法第1条の4第4項の規定に基づき、教育委員会から、書面により会議で協議すべき具体的な事項を示して会議の招集を求められたときは、速やかに会議を招集し、または、会議を招集しない理由を明示して書面により回答しなければならない。
- 5 会議の招集は、会議開催の日時および場所ならびに会議に付すべき事項を、会議の日の7日前までに各出席者に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議)

第3条 会議の開会および閉会ならびに進行は、知事が行う。

- 2 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、または会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(出席者)

第4条 知事は、必要と認めるときは、職員を会議に出席させることができる。

- 2 知事は、必要と認めるときは、有識者の出席を求めることができる。

(緊急の場合における会議の開催)

第5条 法第1条の4第1項第2号に規定する事項に関し会議を開催する場合は、知事は、教育長の出席のみをもって会議を開催することができる。この場合において、教育長は、事後、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(会議の傍聴)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴券の交付を受けなければならない。

(傍聴の手続等)

第7条 傍聴券の交付を受けようとする者は、住所、氏名その他知事が必要と認める事項を名簿に記載しなければならない。

- 2 会議を傍聴しようとする者が傍聴席の定員を超える場合は、抽選により、傍聴券の交付を受けれる者を決する。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、係員に当該傍聴券を示し、その指示に従わなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、報道関係者で知事が特に認めるものは、会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン、帽子、外とうの類を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帶びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第9条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議事に批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
 - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) 飲食または喫煙をしないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 知事は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、第3条第2項ただし書の規定により非公開とした事案が審議されるとき、または前条第2項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(会議録)

第11条 知事は、会議の終了後遅滞なく、会議の開催日時、出席者および審議内容等を記載した会

議録を作成するものとする。

2 会議録は、出席者の承認を得て、公表するものとする。ただし、第3条第2項ただし書の規定により非公開とした事案に係る部分については、この限りではない。

(事務局)

第12条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し疑義が生じたときは、知事が決するものとする。ただし、異議があるときは、会議に諮って決するものとする。